諮問番号：令和元年度諮問第２６号

答申番号：令和元年度答申第２８号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○保健福祉総合センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成３０年４月２３日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人の主張の要旨

労災事故の後遺症による障害者の支援を求めた保護変更申請を却下されたことに不服がある。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

審査請求人は、現在受給している生活保護費では生活費が不足しているとして、生活保護費の増額を求めたものと認められるが、生活保護費については、厚生労働大臣が定めた保護の基準に基づいて算定することとされており、処分庁が、保護の基準を超える生活保護費の支給は認められないとして行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和元年１０月　１日　　諮問書の受領

令和元年１０月　２日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：１０月１６日

口頭意見陳述申立期限：１０月１６日

令和元年１０月１８日　　第１回審議

令和元年１１月　８日　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１条は、「この法律は、日本国憲法第２５条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

（２）法第３条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。

（３）法第８条第１項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第２項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第１条及び第３条の基本原理に基づき、法第８条第１項及び第２項の規定を受けて、厚生労働大臣は生活保護法による保護の基準（昭和３８年４月１日厚生省告示第１５８号。以下「保護基準」という。）を定めている。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成１７年１月１８日付けで、処分庁は、審査請求人の保護を開始した。

（２）平成３０年４月１０日付けで、処分庁は、審査請求人から保護変更申請書を受領した。同申請書には、「冬季は光熱費加算の申請もします。１２月～４月迄５ヶ月間の４ヶ月分の光熱費加算、月１万５千円・４ヶ月分の保護変更申請します」、「○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○、○○○○、○○、○○○、○○○○、○○○、○○を購入するための生活保護費も足りず月５千円の保護変更申請します」との記載がある。

（３）平成３０年４月２３日付けで、処分庁は、本件処分を行った。

（４）平成３０年６月１８日付けで、審査請求人は、大阪府知事に対し、本件審査請求を行った。

３　判断

審査請求人は、現在受給している生活保護費では生活費が不足しているため、処分庁に対して、冬季の光熱費の加算を含め生活保護費の増額を請求したものと推認する。

しかしながら、前記１（１）から（３）のとおり、生活保護費については保護基準に基づいて算定することとされている。そして、保護基準には、冬季における光熱費等の増加需要に対応するものとして地区別冬季加算額が定められているところである。

処分庁は、保護基準に基づき本件処分を行っており、また、本件において保護基準の額を上回る生活保護費を支給すべき事情を事件記録からは見出すことができないことから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。よって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）曽和　俊文

委員　　　　　前田　雅子

委員　　　　　矢倉　昌子